

職長・安全衛生責任者教育のご案内

標記教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。
なお、令和2年度より切手に替えまして発送手数料となりますので、返信用封筒欄をご覧ください。

記

1 日時・会場

回	講習日	時間	会場	受付開始	申込締切日
1	令和2年9月24日(木) ～25日(金)	8:45～17:00 8:45～17:00	渡町台地区公民館 (佐伯市野岡町2丁目12-14)	8:30～	9月10日 (木)
2	令和3年1月19日(火) ～20日(水)	8:45～17:00 8:45～17:00	渡町台地区公民館 (佐伯市野岡町2丁目12-14)	8:30～	1月5日 (火)

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

2 受講資格・受講料等(税込)

種別	非会員			会員		
	受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
職長・安全衛生責任者教育	16,830円	1,540円	18,370円	14,080円	1,540円	15,620円
職長教育	15,620円	880円	16,500円	12,870円	880円	13,750円
安全衛生責任者教育	3,300円	660円	3,960円	2,200円	660円	2,860円

3 定員 36名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続(電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 TEL:0972-22-5080 FAX:0972-22-5087
申込書	所定の受講申込書を佐伯支部までご送付ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、銀行振込によりお支払いください。 大分銀行佐伯支店 普通 1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
返信用封筒	事業主宛に簡易書留で郵送しますので、会社の住所・会社名(個人受講の場合は、個人宛)を記入した定型郵便封筒(長3サイズ以下)を添えてお申込みください。 発送手数料(一事業所様につき500円)は上記受講料等とともに、併せてお支払いください。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。(気象状況等による変更の場合は、協会ホームページでも確認いただけます。)
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ③ 職長・安全衛生責任者教育は、建設業・造船業の方が対象ですが、その他の業種の方にもお勧めします。
- ④ 職長教育のみ修了済みの方には、安全衛生責任者教育のみの講習も行っております。
- ⑤ 本年度より、修了証送料は切手ではなく発送手数料として、お支払いのほどお願いいたします。

※参考事項

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者(企業)は、職長(第一線監督者等)に対して、労働安全衛生規則第40条に定める項目について、12時間以上の教育を実施することが義務づけられています。

労働安全衛生法第60条により職長教育を事業者が行うべき業種は、次のとおりです。

- ①製造業(食料品製造業等一部の業種を除く)②電気業③ガス業④自動車整備業⑤機械修理業⑥建設業